

応援カード交付について

Q (課題)	A (対応)
<p>18歳未満の里子を養育している里親がカードの交付を希望した場合、どのようにすれば受けられるか。</p> <p>なお、住民票上里親と里子が同一世帯とは限らない。</p>	<p>実施要綱で、この事業の対象は県内に居住する18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子ども又は妊娠中の者が属する世帯となっている。</p> <p>※ここでいう世帯とは居住生計をともにする集まり。</p> <p>今回のような里親が交付を受ける場合、養育関係がわかる書類（措置決定通知等）を持参し、市町村はそれをもって、カードを交付することとする。</p> <p>また、有効期限は里子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。</p>